

報告第9号

令和7年度瀬戸内市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和7年度瀬戸内市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰越した
ので地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により
報告する。

令和8年6月4日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

令和7年度瀬戸内市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	工事負担金	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	下水道整備事業	362,513,887	50,050,000	312,463,887	144,100,000	121,932,000	0	46,431,887	0		関係機関との調整に不測の日数を要したため。
合 計			362,513,887	50,050,000	312,463,887	144,100,000	121,932,000		46,431,887	0		